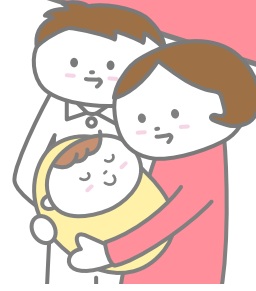




# 赤ちゃんが 産まれたら



## 出生届

産まれた日を含めて14日以内に届け出てください。

**持ち物** ①出生届 ②母子健康手帳

※出生届は、父母の本籍地、父母の所在地、こどもが産まれたところのいずれかの市区町村役場へ提出できます。

**申請場所** 戸籍住民課、各地域振興局地域住民課

**●お問い合わせ先** 戸籍住民課 TEL:0598-53-4052  
FAX:0598-26-9115

## 公的医療保険の加入

公的医療保険制度とは、医療が必要な状態になったときに医療費の一部を負担してくれる制度です。

※国民健康保険に加入する場合は出生後14日以内に届出をしてください。

※職場等の健康保険加入者の場合、加入されている健康保険の保険者へお問い合わせください。

**●申請場所・お問い合わせ先** 国民健康保険に加入する場合  
保険年金課 国民健康保険係 TEL:0598-53-4043  
FAX:0598-26-9113

## こども医療費助成

市内在住の満18歳年度末までのこどもを対象に医療機関で受診された医療費の助成を行っています。

**持ち物** ①子の加入医療保険証 ②保護者名義の普通預金通帳

③子・保護者のマイナンバーが確認できるもの

④同意書(市で所得・課税状況の確認ができない方)

⑤限度額適用認定証、標準負担額減額認定証(加入の健康保険から交付を受けている方のみ)

※令和6年9月1日診療分から保護者の所得に関係なく助成が受けられます。

※生活保護法による保護を受けていない方が対象です。

**申請場所** 保険年金課 福祉医療係、各地域振興局地域住民課

**●お問い合わせ先** 保険年金課 福祉医療係 TEL:0598-53-4046  
FAX:0598-26-9113



## 児童手当

児童手当は、中学校修了前の児童を養育している方に支給されます。  
手当を受けるためにはこどもを養育している親等が住所地の市区町村にて請求手続きが必要です。 ※所得制限があります。  
令和6年10月分から高校生年代までが支給対象となり、所得制限が撤廃されます。

- 持ち物**
- ①請求者名義の口座がわかるもの(請求者とは、父母のうち所得が高い方)
  - ②配偶者のマイナンバーが確認できるもの(住民票が市外の場合)
  - ③児童のマイナンバーが確認できるもの(住民票が市外の場合)

**申請場所** こども未来課、各地域振興局地域住民課

**●お問い合わせ先** こども未来課 こども手当・給付係 TEL:0598-53-4081

## 産婦健康診査

「母子保健のしおり」にある「産婦健康診査結果票」を使って産後8週間以内に三重県内の産科医療機関等で2回健診の助成が受けられます。

### 県外で産婦健康診査を受ける場合

里帰り等で三重県外の産科医療機関で産婦健康診査を受診された場合でも、受診後の申請により費用の全部または一部を助成しています。受診医療機関窓口で健診費用を支払い後、最後に受診した日から6か月以内に申請してください。

## 産前産後サポート事業

出産や育児が不安、誰かに話を聞いてほしい、上の子と遊ぶ時間がない、など妊娠・出産、子育て等に悩みがある方をサポートします。

**対象者** 松阪市に住民票がある妊婦、産後1年未満の産婦で、専門的な指導やケアを必要としない方。(妊娠・出産・育児に不安がある方、身近に相談者がいない方、育児の見守りやサポートが必要な方など)

**サポート内容** 育児の不安や妊産婦さんの話の傾聴、育児(沐浴、抱っこ、授乳)などの見守りやお手伝い、きょうだいの遊び相手など、子育ての研修を受けたサポーターがご家庭を訪問しサポートします。(※家事支援は含まれません)

**利用回数** こどもが1歳になるまでに10回。1回1時間程度。

**利用料** 無料

**利用方法** 次ページお問い合わせ先にご相談下さい。



## 産後ケア事業

産科医療機関等やご家庭において、お母さんの体調管理・乳房のケア・授乳方法・沐浴等の育児方法の指導・育児の相談・生活のアドバイスを行います。

**対象** 松阪市に住民票があり、産後の心身の回復や育児に不安があるため、サポートが必要な母親と子ども。

ケアの種類	内容	自己負担額(1日当たり)	対象と利用期間
宿泊型	医療機関や助産所に宿泊し、ケアや指導を受けます。 食事は1日3食付	市民税課税世帯 3,000円 市民税非課税世帯 1,500円 生活保護世帯 0円	対象：産後1年未満 (4カ月以上要相談) の母親と子ども
通所型	医療機関や助産所に通い、ケアや指導を受けます。時間は9時00分～17時00分までの約8時間。 食事は1日1食付	市民税課税世帯 2,500円 市民税非課税世帯 1,250円 生活保護世帯 0円	利用期間：宿泊型と通所型を合わせて7日間。連続の利用でなくてもかまいません
訪問型	助産師等がご家庭に訪問し、ケアや指導を行います。 時間は9時00分～17時00分までの間の約2時間。	市民税課税世帯 1,200円 市民税非課税世帯 600円 生活保護世帯 0円	対象：産後1年未満の母親と子ども。 利用期間：宿泊型と通所型とは別に7日間

### 協力機関一覧

協力機関名	所在地 電話番号	条件等	産後ケアの種類		
			宿泊型	通所型	訪問型
ナオミレディースクリニック	松阪市深長町823番地 TEL：0598-63-0101	自施設で出産した産婦のみ	○ 4か月未満	○ 4か月未満	/
南産婦人科	松阪市下村町1041番地 TEL：0598-29-2020	他施設で出産した産婦も可	○ 4か月未満	○ 4か月未満	/
ヤナセクリニック	津市乙部5番3号 TEL：059-227-5585	他施設で出産した産婦も可	○ 4か月未満	○ 4か月未満	/
セントローズクリニック	津市新町一丁目5番16号 TEL：059-221-5555	自施設で入院継続の児または産婦のみ	○ 4か月未満	○ 4か月未満	/
三重中央医療センター	津市久居明神町2158番地5 TEL：059-259-1211	自施設で入院継続の児または産婦のみ	○ 期間は要相談	○ 4か月未満	/
くつろか助産院	津市久居東鷹跡町185番地8 TEL：059-255-3258	他施設で出産した産婦も可	○ 1年未満 (4か月以上要相談)	○ 1年未満 (4か月以上要相談)	/
助産院エンジェルスマイルモモ	伊勢市佐八町2022番地1 TEL：0596-39-1135	他施設で出産した産婦も可	○ 1年未満 (4か月以上要相談)	○ 1年未満 (4か月以上要相談)	/
産前産後ケアサポートハウスせいりき	伊勢市小俣町明野368番地 TEL：0596-72-8814	他施設で出産した産婦も可	○ 1年未満 (4か月以上要相談)	○ 1年未満 (4か月以上要相談)	/
三重県助産師会所属助産師			/	/	○ 1年未満

エリア	お問い合わせ先	TEL・FAX
市全域	子ども家庭センター(健康センターはるる内)	TEL:0598-20-8087 FAX:0598-26-0201
嬉野三雲管内	嬉野保健センター	TEL:0598-48-3812 FAX:0598-42-4945
飯南管内	飯南地域振興局 地域住民課	TEL:0598-32-8020 FAX:0598-32-3771
飯高管内	飯高地域振興局 地域住民課	TEL:0598-46-7112 FAX:0598-46-1092